

伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第20号

伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

附則に次の1項を加える。

14 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24

条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると

認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生
ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5

労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項

1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第

市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに

業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められた掲げる者を除く。）

もの
」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢崎市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した伊勢崎市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて伊勢崎市職員退職手当支給条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分

の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、伊勢崎市職員退職手当支給条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第21号

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年伊勢崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を「もの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、

同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項第3号の規定及び次項から第5項までの規定は、平成29年3月31日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により新条例第4条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日以前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前

の例による。

(伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成27年伊勢崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第22号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 6 月 26 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 23 号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 27 年伊勢崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「700 円」を「0 円」に改め、同表備考 2 中「第 1 条の 2 第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改め、同表備考 5 (2) 中「この表の括弧内の額」を「1, 400 円」に改める。

別表第 2 中「(750 円)」を「(0 円)」に改め、同表備考 4 中「第 1 条の 2 第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改め、同表備考 8 (2) 中「この表の括弧内の額」を「1, 500 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の利用者負担について適用し、平成 28 年度分までの利用者負担については、なお従前の例による。

伊勢崎市手話言語条例をここに公布する。

平成 29 年 6 月 26 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第24号

伊勢崎市手話言語条例

言語は、他者とコミュニケーションを図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解するための言語として、尊厳をもって生きるための手段である手話を大切に育んできた。しかし、長い間、手話は言語として認められなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語であると規定され、群馬県においても平成27年4月1日に群馬県手話言語条例が施行されるなど手話に対する認識が変わってきている。

伊勢崎市においては、ろう者に対する社会的理解が十分でなかった昭和31年に「伊勢崎市ろうあ協会」が結成され、「聞こえる人と変わらない普通の生活の実現」を理想に掲げ、いつでも、どこでも、誰とでも手話による意思疎通ができる地域社会を目指して、各種活動に積極的に取り組んできた。

これらの経緯を踏まえて伊勢崎市は、手話やろう者への理解の裾野を広げ全ての市民が心の^{きずな}絆を結び、安心して生活できる優しいふるさとの発展に力を合わせていくことを目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話に関する基本理念等を定めることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図り、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解、手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき実施されるものであり、手話を必要とする人の手話等による意思疎通を図る権利は最大限尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、ろう者、手話通訳士、手話通訳者その他の手話に関わる者の協力を得て、広く市民の手話への理解を広げ、手話の普及を図り、手話を学ぶ

機会等の確保に努めるなど、手話を使いやすい環境を構築するための施策を推進するものとする。

(ろう者等の役割)

第4条 ろう者及びろう者の団体は、手話への理解及び手話の普及の促進のための活動を行うよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する手話に関する施策に対して積極的に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第6条 教育機関、保育施設等は、手話への理解、手話を学ぶ機会及び手話に触れる機会の確保に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者との意思疎通支援について配慮するとともに、ろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(医療機関の役割)

第8条 医療機関の開設者は、ろう者との意思疎通支援について配慮するとともに、手話通訳者の同席に対する理解に努めるものとする。

(県との連携及び協力)

第9条 市は、手話への理解、手話の普及その他手話を使いやすい環境の整備に当たって、県と連携し、協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第10条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 手話を使うことができる環境整備に関する施策
- (4) 手話による意思疎通支援者のための施策

(災害時の対応)

第11条 市は、災害時において、ろう者に対し、手話通訳者の派遣その他情報の取得及び意思疎通の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保)

第12条 市は、第10条に規定する施策を推進するため、必要な人材の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、第10条に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第25号

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市公園条例（平成17年伊勢崎市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第31条中「法第5条の3」を「法第5条の11」に改める。

別表第3の2中「電光得点標示器」を「電光得点表示器」に改める。

附 則

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第3の2の改正規定は、公布の日から施行する。